

審決分類	審判 査定不服 商 3 条 1 項 6 号 1 号から 5 号以外のもの W093942
管理番号	1420486
総通号数	39
発行国	JP
公報種別	商標審決公報
発行日	2025-03-28
種別	拒絶査定不服の審決
審判請求日	2024-08-09
確定日	2025-03-04
事件の表示	商願 2 0 2 3 - 5 1 6 3 6 拒絶査定不服審判事件について、次のとおり審決する。
結論	原査定を取り消す。 本願商標は、登録すべきものとする。

## 理由

### 1 手続の経緯

本願は、令和 5 年 4 月 2 7 日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和 5 年 1 1 月 2 1 日付け：拒絶理由通知書

令和 6 年 4 月 3 0 日付け：拒絶査定

令和 6 年 8 月 9 日：審判請求書、手続補正書の提出

### 2 本願商標

本願商標は、「T a x i C C」の文字を標準文字で表してなり、第 9 類、第 3 9 類及び第 4 2 類に属する願書記載のとおりの商品及び役務を指定商品及び指定役務として登録出願されたものである。

そして、本願の指定商品及び指定役務は、当審における上記 1 の手続補正書により、第 9 類「タクシー配車のための電子計算用プログラム」、第 3 9 類「タクシーの配車の代行」及び第 4 2 類「タクシー配車のための電子計算用プログラムの提供」と補正されたものである。

### 3 原査定の拒絶の理由（要旨）

#### （1）商標法第 3 条第 1 項第 6 号

本願商標は、「T a x i C C」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、「T a x i」の文字は、本願の指定商品及び指定役務との関係においては、商品の品質若しくは用途又は役務の質又は用途を表示するものといえる。

また、ローマ字の 1 字又は 2 字は、商品又は役務の種類、等級等を表した記号又は符号として一般的に使用されるものであるから、本願商標の構成中「C C」の文字も、その一類型にすぎないものであって、極めて簡単で、かつ、ありふれたものというのが相当である。

そうすると、「T a x i」の文字と「C C」の文字とを結合させた本願商標は、その構成全体として格別顕著なところはなく、本願商標をその指定商品及び指定役務に使用しても、これに接する需要者は、自他商品及び自他役務の識別標識としてではなく、商品の品質若しくは用途又は役務の質若しくは用途を表示する語に、記号又は符号等を表すローマ字の 2 字を付加したものと認識するにとどまるものといえるから、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標と判断するのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法第 3 条第 1 項第 6 号に該当する。

#### （2）商標法第 6 条第 1 項

本願商標の指定商品及び指定役務中には、その内容及び範囲を明確に指定したものとはいえないものが含まれている。

したがって、この本願は、商標法第 6 条第 1 項の要件を具備しない。

### 4 当審の判断

#### （1）商標法第 3 条第 1 項第 6 号該当性について

本願商標は、「T a x i C C」の文字を標準文字で表してなるものである。

そして、この文字自体は、辞書類に掲載されているものではなく、また、当該文字が、特定の意味合いを想起させるというべき事情は見当たらないことからすれば、本願商標は、全体として造語といえるものである。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品及び指定役務を取り扱う分野において、「C C」の文字が、原審説示のごとく、商品又は役務の種類、等級等を表した記号又は符号として、一般に使用されている事実は発見できず、そのほか、本願商標に接する需要者が、本願商標全体として、それを自他商品役務の識別標識としては認識し得ないというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものとはいえないものである。

したがって、本願商標は、商標法第 3 条第 1 項第 6 号に該当しない。

#### （2）商標法第 6 条第 1 項の要件を具備するかについて

本願の指定商品及び指定役務は、前記 2 のとおり補正された結果、その内容及び範囲が明確なものになった。

その結果、本願は、商標法第 6 条第 1 項の要件を具備するものとなった。

#### （3）まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第 3 条第 1 項第 6 号に該当するものではなく、また、本願は、商標法第 6 条第 1 項の要件を具備するものとなっている。

したがって、これらを理由として本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<b>別掲</b>	(この書面において著作物の複製をしている場合の御注意) 本複製物は、著作権法の規定に基づき、特許庁が審査・審判等に係る手続に必要と認められた範囲で複製したものです。本複製物を他の目的で著作権者の許可なく複製等すると、著作権侵害となる可能性がありますので、取扱いには御注意ください。
<b>審決日</b>	2025-02-18
<b>出願番号</b>	2023051636
<b>審決分類</b>	T18・16-WY(W093942)
<b>最終処分</b>	01 成立
<b>特許庁審判長</b>	高野 和行
<b>特許庁審判官</b>	清川 恵子 白鳥 幹周
<b>商標の称呼</b>	タクシーシイシイ
<b>代理人</b>	弁理士法人豊栖特許事務所